

資料編

- 白山市男女共同参画都市宣言
- 白山市男女共同参画推進条例
- 白山市男女共同参画推進会議設置要綱
- 白山市男女共同参画審議会委員名簿
- 第2次白山市男女共同参画行動計画（改定版）策定までの経過

白山市男女共同参画都市宣言

平成 24 年 12 月 20 日
議決

悠久なる大自然霊峰白山のもと、清らかな手取川そして日本海の豊かな自然の恵みを受け、暮らしを紡いできたわたしたち白山市民は、性別による固定的な役割や慣習にとらわれず、「ひとりひとりが輝けるまち」を実現し、次世代につないでいきます。

ここに、白山市は、「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一 わたしたちは、ひとりひとりの人権が尊重され、男女がともに個性と能力を発揮し、認め合うまちをつくります。
- 一 わたしたちは、防災や災害復興、地域活動など社会のあらゆる活動や意思決定に男女が平等に参画し、責任も分かち合うまちをつくります。
- 一 わたしたちは、仕事と生活の調和を図り、子育てや介護、家事など家庭生活において男女が対等なパートナーとしてともに支え合い、いきいきと暮らせるまちをつくります。
- 一 わたしたちは、互いの性を尊重し合い、暴力をなくし、安心して生活できるまちをつくります。
- 一 わたしたちは、男女が平等に権利と義務を有するという国際的な視野を持ち、世界に羽ばたく子どもたちが育つまちをつくります。

平成 24 年 12 月 20 日

白山市男女共同参画推進条例

平成 20 年 3 月 19 日
条例第 3 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 21 条）

第 4 章 雑則（第 22 条）

附則

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等をうたい、男女共同参画社会基本法においては男女の性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を掲げ、様々な取組が進められている。

しかしながら、社会においては、いまだに性別による固定的な役割分担などが残されていることから、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会の確保が求められている。

こうした状況から、本市においては、男女が平等な協力関係の下にお互いの人権を尊重し、快適な生活を営むことができる地域社会の構築とその実現に向けた意思の醸成を図ることが必要となっている。

ここに、市、市民、事業者等の協働の下、市民一人一人が自らの意思により、社会のあらゆる分野に積極的に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女

が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他男女間における親密な関係にある者に対する身体的、精神的、性的及び経済的な暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行わなければならない。

- (1) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 男女の人権の尊重
- (5) 国際社会との連携及び協調

(性別による権利侵害の禁止)

第 4 条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(市民に提供する情報への配慮)

第 5 条 何人も、市民に提供する情報、広報等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長する表現その他過度な性的表現を用いないよう努めなければならない。

(市の責務)

第 6 条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、県、市民及び事業者等と連携し取り組むものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、自らが主体的に行う地域活動において、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる環境を整備するよう努めなければならない。

3 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、第21条第1項に規定する男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとし、行動計画の変更に当たっては、前2項の規定を準用する。

(推進体制)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するために、必要な体制を整備するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又は施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(報告の徴収等)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者等に対し、事業活動における男女共同参画の推進状況について、報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により把握した男女共同参画の推進状況を取りまとめ、

公表することができる。

- 3 市長は、第1項の報告に基づき、事業者等に対し、情報の提供等を行うことができる。

(広報等による啓発)

- 第13条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者等の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を積極的に行うものとする。

(教育における措置)

- 第14条 市は、市民が男女共同参画の推進に対する関心と理解を深めることができるように、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者等への活動支援)

- 第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う学習その他の活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする
(実施状況等の報告)

- 第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情への対応)

- 第17条 市長は、市民及び事業者等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を適切に処理するため、白山市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

- 2 苦情処理委員は、前項の規定による苦情の申出があったときは、関係者から説明を求め、必要があると認めるときは、助言、指導又は勧告を行うものとする。

- 3 苦情処理委員は、委員3人以内とし、男女共同参画の推進に関し識見を有する者から、市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

- 6 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、苦情への対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(相談への対応)

- 第18条 市長は、市民からの性別による権利侵害に関する相談を適切に処理するため、必要な体制を整備するものとする。

(性別による権利侵害の防止及び被害者支援)

第 19 条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等性別による権利侵害を防止する施策を講ずるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

(附属機関等における構成員の男女均衡)

第 20 条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員等を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、次条第 5 項の規定に準じて、男女の均衡を図るよう努めなければならない。

第 3 章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第 21 条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、白山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項について調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項に関し、審議会自らが調査審議を行い、必要に応じて市長に意見を述べること。

(3) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の点検評価を行い、必要に応じて市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

4 委員の構成は、男女のいずれか一方の委員数が委員の総数の 10 分の 4 未満にならないようにしなければならない。

5 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者から、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第9条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

(白山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 白山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年白山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成21年3月24日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

白山市男女共同参画推進会議設置要綱

平成 20 年 3 月 31 日
訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、白山市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関し必要な事項を検討する。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、市民生活部に関する事務を担当する副市長をもって充てる。

3 副会長は、前項の副市長以外の副市長及び教育長をもって充てる。

4 会員は、別表第 1 に定める職を有する者をもって充てる。

5 会長は、推進会議を統括し、推進会議を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序によってその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第 5 条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事長は、市民生活部長をもって充てる。

3 幹事は、別表第 2 に定める職を有する者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を統括し、幹事会を代表する。

5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した幹事はその職務を代理する。

6 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、市民生活部男女共同参画室において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 2 日訓令第 8 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日訓令第 11 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務部長、企画振興部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業部長、観光文化スポーツ部長、建設部長、上下水道部長、教育委員会事務局教育部長、議会事務局長、美川支所長、鶴来支所長、河内市民サービスセンター所長、吉野谷市民サービスセンター所長、鳥越市民サービスセンター所長、尾口市民サービスセンター所長、白峰市民サービスセンター所長

別表第 2（第 5 条関係）

総務課長、企画課長、生活支援課長、市民課長、農業振興課長、観光課長、土木課長、企業総務課長、教育委員会事務局教育総務課長、議会事務局議事調査課長、美川支所市民福祉課長、鶴来支所市民福祉課長、河内市民サービスセンター市民サービス課長、吉野谷市民サービスセンター市民サービス課長、鳥越市民サービスセンター市民サービス課長、尾口市民サービスセンター市民サービス課長、白峰市民サービスセンター市民サービス課長

白山市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	選出団体等
会 長	菱田 陽子	学識経験者 (元北陸学院大学短期大学部教授)
副 会 長	藤田 喜美子	白山市経済団体連絡協議会
委 員	丁子 泰征	学識経験者 (行政書士)
委 員	花外 夏枝	白山一里野温泉観光協会 おかみの会
委 員	柳 幸 枝	白山市女性協議会
委 員	櫻井 利香	白山市各種団体女性連絡協議会
委 員	上出 真哉	松任小学校おやじの会
委 員	佐野 賢二	白山市男女共同参画サポーター
委 員	桶屋 栄造	公募
委 員	岡 朝子	公募

第2次白山市男女共同参画行動計画（改定版）策定までの経過

○令和3年7月1日

第1回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・計画の見直しについて市長から諮問
- ・計画の見直しの概要説明

○令和3年7月12日～8月2日

「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

- ・対象者 2,000人（20歳以上の市民を単純無作為抽出）
- ・有効回収数 700人（有効回収率 35.0%）

○令和3年8月27日

第2回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・市民意識調査結果報告
- ・計画の見直しの概要案説明

○令和3年10月28日

第3回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・第2次男女共同参画行動計画改定版（素案）について

○令和4年1月4日～12日

第4回白山市男女共同参画審議会（書面会議）

- ・第2次男女共同参画行動計画改定版（案）について

○令和4年1月27日～令和4年2月9日

- ・パブリックコメントの実施

○令和4年2月21日

第5回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・パブリックコメントの結果について
- ・市長答申

第2次白山市男女共同参画行動計画【改定版】

— ひとりひとりが輝けるまちをめざして —

令和4年3月

----- 発行 -----

白山市市民生活部男女共同参画室

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

TEL:076-274-9577

E-mail: danjyo@city.hakusan.lg.jp

